

令和8年3月1日
春日井市消防長

火災予防条例に係る電気設備等の届出に関する指導要領

電気設備（春日井市火災予防条例（以下「条例」という。）第11条に規定する変電設備、同第12条に規定する発電設備及び同第13条に規定する蓄電池設備をいう。以下同じ。）の設置について、変電設備は条例第11条第1項第3号の規定により、屋内に設置する場合は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設置することとされている。

また、条例第11条第2項の規定により、屋外に設置する場合は、建築物から3メートル以上の距離を確保することとされている。

しかしながら、同条同項同号に規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式」に適合する場合、このような設置要件を要さないこととされている。

なお、発電設備及び蓄電池設備についても、条例第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第3項の規定により変電設備に係る規定が準用されている。

さらに、当該電気設備が消防用設備等の非常電源である場合は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条第1項第4号の規定に基づく各消防庁告示への適合が必要とされる場合がある。

一方、条例第11条の2に規定する急速充電設備については、同条第1項第1号の規定により、屋外に設置する場合は、建築物から3メートル以上の距離を確保する等の設置要件が求められているが、同号に規定する「消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備」に適合する場合は、このような設置要件を要さないこととされている。

以上のことから、電気設備及び急速充電設備の設置にあたり上記各基準に適合するかを判断する必要がある場合は、次のとおり適合チェック表の提出を求めるものとする。ただし、規則第12条第1項第4号の規定に基づく各消防庁告示の適合品、若しくは一般社団法人日本電気協会等の登録認定機関の認定品又は推奨品であることが確認できる場合はこの限りでない。

1 条例の適合を確認する場合

急速充電・燃料電池発電・発電・変電・蓄電池設備設置届出書（条例施行規則第6号様式。以下同じ。）に次の各適合チェック表を添付して届出ること。

(1) 変電設備

キュービクル式非常電源専用受電設備の基準適合チェック表（別添1）

(2) 発電設備

キュービクル式発電設備の条例適合チェック表（別添2）

(3) 蓄電池設備

キュービクル式蓄電池設備の条例適合チェック表（別添3）

(4) 急速充電設備

急速充電設備の条例適合チェック表（別添4）

2 消防用設備等の非常電源の適合を確認する場合

急速充電・燃料電池発電・発電・変電・蓄電池設備設置届出書に次の各適合チェック表を添付して届出ること。

(1) 変電設備

キュービクル式非常電源専用受電設備の基準適合チェック表（別添5）

(2) 発電設備

自家発電設備の基準適合チェック表（別添6）

3 その他

(1) 適合チェック表の提出を要する場合は、事前に電気設備又は急速充電設備の設置位置等について消防本部予防課と協議を行うこと。

(2) 届出は、電気設備及び急速充電設備を設置しようとする日の10日前までに行うこと。

(3) 工事に係る設計に関する図書として、次の書類を添付すること。

ア 建築に関する図書（付近見取図、平面図、立面図、断面図及び仕上表等）

イ 設備に関する図書（消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図及び配線図等）

(4) 前(3)の図書は、必要に応じて省略することができる。

キュービクル式変電設備の条例適合チェック表

別添1

春日井市火災予防条例第11条

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備

項目		審査内容		適合	
外箱	材料	鋼板又は同等以上の防火性能を有するものである。		[適 ・ 否]	
	板厚	床面以外	1.6mm（屋外用2.3mm）以上である。	[適 ・ 否]	
		床面	1.6mm（屋外用2.3mm）以上である（コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。）。	[適 ・ 否]	
	開口部	特定防火設備又は防火設備にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものである（換気口又は換気設備の部分を除く。）。		[適 ・ 否]	
	固定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造である。		[適 ・ 否]	
	隙間	直径 10mmの丸棒の入る穴又は隙間はない（配線の引込み口及び引出し口、換気口等も含む。）。		[適 ・ 否]	
	外部露出設置可能機器	各種表示灯	カバー材は難燃材以上である。		[適 ・ 否]
		配線用遮断器	金属製カバー付である。		[適 ・ 否]
		電圧計	ヒューズ等に保護されている。		[適 ・ 否]
		電流計	計器用変成器を介している。		[適 ・ 否]
スイッチ（切替スイッチ含む）		難燃材以上である。		[適 ・ 否]	
上記の他、配線の引込み口、引出し口、換気口及び換気装置以外の露出機器はない。		[適 ・ 否]			
上記について、屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものである。		[適 ・ 否]			
収納状態	電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器は外箱の底面から 10cm以上離れている、又はこれと同等以上の防水措置が講じられている。		[適 ・ 否]		
固定	電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定されている。		[適 ・ 否]		
配線	電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものである。		[適 ・ 否]		
換気装置	全般	外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものである。		[適 ・ 否]	
	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面につき1/3以下である。		[適 ・ 否]	
	機械式	自然換気口不足の場合は、機械式換気設備が設置されている。		[適 ・ 否]	
	換気口	換気口には金網、金属製ガラリ又は防火ダンパー等が設けられている。		[適 ・ 否]	

以上のとおり、春日井市火災予防条例第11条の条件を全て満足していることを証明します。

令和 年 月 日

【キュービクル製造業者】

印

キュービクル式発電設備の条例適合チェック表

別添 2

春日井市火災予防条例第 12 条

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式発電設備

項目		審査内容	適合	
外箱	材料	鋼板又は同等以上の防火性能を有するものである。	[適 ・ 否]	
	板厚	床面以外	1.6mm (屋外用 2.3mm) 以上である。	[適 ・ 否]
		床面	1.6mm (屋外用 2.3mm) 以上である (コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。)	[適 ・ 否]
	開口部	特定防火設備又は防火設備にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものである (換気口又は換気設備の部分を除く。)	[適 ・ 否]	
	固定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造である。	[適 ・ 否]	
	隙間	直径 10mm の丸棒の入る穴又は隙間はない。(配線の引込み口及び引出し口、換気口等も含む。)	[適 ・ 否]	
	外部露出設置可能機器		各種表示灯が露出していないか (カバーを難燃材以上の防火性能を有する材料としたものを除く。)	[適 ・ 否]
			冷却水の出入れ口及び各種水抜き管、燃料の出入れ口、配線の引出し口、換気口及び換気装置、内燃機関の排気筒及び排気消音器、内燃機関の息抜き管並びに始動用空気管の出入れ口以外のものが露出していない。	[適 ・ 否]
			上記について屋外に設けるものは、雨水等の浸入防止措置が講じられている。	[適 ・ 否]
	収納状態		内燃機関、発電機、制御装置等の機器は外箱の底面から 10cm 以上離れている、又はこれと同等以上の防水措置が講じられている。	[適 ・ 否]
		屋外に通じる有効な排気筒 及び消音器を容易に取り付けられるものである。	[適 ・ 否]	
		内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置が講じられている。	[適 ・ 否]	
		内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けられている。	[適 ・ 否]	
		電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、固定されている。	[適 ・ 否]	
配線	電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものである。	[適 ・ 否]		
換気装置	全般	外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものである。	[適 ・ 否]	
	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の 1 の面につき 1/3 以下である。	[適 ・ 否]	
	機械式	自然換気口不足の場合は、機械式換気設備が設置されている。	[適 ・ 否]	
	換気口	換気口には金網、金属製ガラリ又は防火ダンパー等が設けられている。	[適 ・ 否]	

以上のとおり、春日井市火災予防条例第 12 条の条件を全て満足していることを証明します。

令和 年 月 日

【キュービクル製造業者】

印

キュービクル式蓄電池設備の条例適合チェック表

別添3

春日井市火災予防条例第13条

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式蓄電池設備

項目		審査内容	適合	
外箱	材料	鋼板又は同等以上の防火性能を有するものである。	[適 ・ 否]	
	板厚	床面以外	1.6mm (屋外用2.3mm) 以上である。	[適 ・ 否]
		床面	1.6mm (屋外用2.3mm) 以上である (コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない)。	[適 ・ 否]
	開口部	特定防火設備又は防火設備にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものである (換気口又は換気設備の部分を除く)。	[適 ・ 否]	
	固定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造である。	[適 ・ 否]	
	隙間	直径 10mmの丸棒の入る穴又は隙間はない (配線の引込み口及び引出し口、換気口等も含む)。	[適 ・ 否]	
	外部露出設置可能機器	表示灯	カバーの材料は難燃材料以上である。	[適 ・ 否]
		配線用遮断器	金属カバーが付いている。	[適 ・ 否]
		電圧計	ヒューズ等で保護されている。	[適 ・ 否]
		スイッチ類 (切替スイッチ含む)	難燃材料以上である。	[適 ・ 否]
上記の他、電流計、周波数計、換気口、換気装置及び引出し口以外の露出機器はない。			[適 ・ 否]	
上記について屋外に設けるものは、雨水等の侵入防止措置が講じられている。			[適 ・ 否]	
収納状態		蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から 10cm 以上離れている、又はこれと同等以上の防水措置が講じられている。	[適 ・ 否]	
		鉛蓄電池を収納するものは、鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性性能を有する塗装が施されている、又はシール形蓄電池を収納するものである。	[適 ・ 否]	
		キュービクルの内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とが不燃材料で区画されている。	[適 ・ 否]	
		充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器が設けられている。	[適 ・ 否]	
点検機器		蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチが設けられている。	[適 ・ 否]	
換気装置	次の換気装置が設置されている、又は換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留の恐れがない。		[適 ・ 否]	
	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面につき蓄電池を収納する部分は 1/3 以下、充電装置等を収納する部分にあつては 2/3 以下である。	[適 ・ 否]	
	機械式	自然換気口不足の場合、機械式換気設備が設けられている。	[適 ・ 否]	
	換気口	換気口には金網、金属製ガラリ又は防火ダンパー等が設けられている。	[適 ・ 否]	

以上のとおり、春日井市火災予防条例第13条の条件を全て満足していることを証明します。

令和 年 月 日

【キュービクル製造業者】

印

急速充電設備の条例適合チェック表

別添4

春日井市火災予防条例第11条の2

消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備

項目	審査内容	適合
筐体	筐体は不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0mm以上又は鋼板で2.3mm以上である。	[適 ・ 否]
安全装置	安全装置（漏電遮断器）が設置されている。	[適 ・ 否]
内蔵可燃物	筐体の体積1m ³ に対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122kg以下である。	[適 ・ 否]
蓄電池	蓄電池が内蔵されていない。	[適 ・ 否]
太陽光発電	太陽光発電設備が接続されていない。	[適 ・ 否]

以上のとおり、春日井市火災予防条例第11条の2に定める消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備の要件を満足していることを証明します。

令和 年 月 日

【急速充電設備製造業者】

印

キュービクル式非常電源専用受電設備の基準適合チェック表

別添5

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第4号イ（ニ）（1）に規定する高圧又は特別高圧で受電するキュービクル式非常電源専用受電設備の基準の要件

項目	審査内容	適合												
種類	【専用キュービクル式非常電源専用受電設備】 非常電源専用の受電設備（電力需給用計器用変成器及び主遮断装置並びにこれらの付属機器をいう。以下同じ。）、変電設備（変圧器及びこれの付属装置をいう。以下同じ。）その他の機器及び配線が一の箱（以下「外箱」という。）に収納したもの。	□												
	【共用キュービクル式非常電源専用受電設備】 非常電源と他の電源と共用の受電設備、変電設備その他の機器及び配線が外箱に収納したもの。	□												
構造及び性能区画	1	外箱（2に掲げるものに係るものを除く。）は、JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。）A1311の防火A種2Sの例によるものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものである。	[適 ・ 否]											
	2	外箱には、次のイからホまで（屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備にあつてはイからハマまで）に掲げるもの以外のものが外部に露出して設けられていない。 イ 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。） ロ 電線の引込み口及び引出し口 ハ 7の換気装置 ニ 電圧計、電流計、周波数計その他操作等に必要の計器類（電圧回路に係るものにあつてはヒューズ等で保護されたものに、電流回路に係るものにあつては変流器に接続しているものに限る。） ホ 計器用切替スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）	[適 ・ 否]											
	3	外箱は、建築物の床に容易かつ堅固に固定できるものである。	[適 ・ 否]											
	4	外箱に収納する受電設備、変電設備その他の機器及び配線は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）の規定によるほか、次に定めるところにより設けられている。 イ 外箱、フレーム等に堅固に固定されている。 ロ 外箱の底面からの高さが、次の表の上欄に掲げる機器及び配線の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める高さ以上の位置に収納されている。	[適 ・ 否]											
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">機器及び配線の区分</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">試験端子・端子台等の充電部</td> <td style="text-align: center;">15 cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">その他のもの</td> <td>屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの</td> <td style="text-align: center;">10 cm</td> </tr> <tr> <td>屋内用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの</td> <td style="text-align: center;">5 cm</td> </tr> </tbody> </table>		機器及び配線の区分		高さ	試験端子・端子台等の充電部		15 cm	その他のもの	屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの	10 cm	屋内用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの	5 cm	
	機器及び配線の区分		高さ											
試験端子・端子台等の充電部		15 cm												
その他のもの	屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの	10 cm												
	屋内用のキュービクル式非常電源専用受電設備に係るもの	5 cm												
5	共用キュービクル式非常電源専用受電設備にあつては、非常電源回路と他の電気回路（非常電源回路に用いる開閉器又は遮断器から電線引出し口までの間に限る。）とが不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で区画されている。	[適 ・ 否]												
6	電線の引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものである。	[適 ・ 否]												

	7	<p>キュービクル式非常電源専用受電設備には、次に定めるところにより換気装置が設けられている。</p> <p>イ 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものである。</p> <p>ロ 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下である。</p> <p>ハ 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械換気設備が設けられている。</p> <p>ニ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置及び雨水等の侵入防止措置（屋外用のキュービクル式非常電源専用受電設備に限る。）が講じられている。</p>	
接続方法		<p>キュービクル式非常電源専用受電設備の接続方法は、一の非常電源回路が他の非常電源回路及び他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないものとするほか、別図の例によるものである。</p>	[適 ・ 否]
表示	1	<p>外箱には、次に掲げる事項がその見やすい箇所に容易に消えないように表示されている。</p> <p>イ 専用キュービクル式非常電源専用受電設備又は共用キュービクル式非常電源専用受電設備の区別</p> <p>ロ 製造者名又は商標</p> <p>ハ 製造年</p> <p>ニ 型式</p> <p>ホ 製造番号</p>	[適 ・ 否]
	2	<p>共用キュービクル式非常電源専用受電設備にあつては、非常電源に係る部分と他の電源に係る部分とが容易に判別できる措置が講じられている。</p>	[適 ・ 否]
	3	<p>キュービクル式非常電源専用受電設備の前面扉の裏面には、接続図及び主要機器一覧表が貼付されている。</p>	[適 ・ 否]

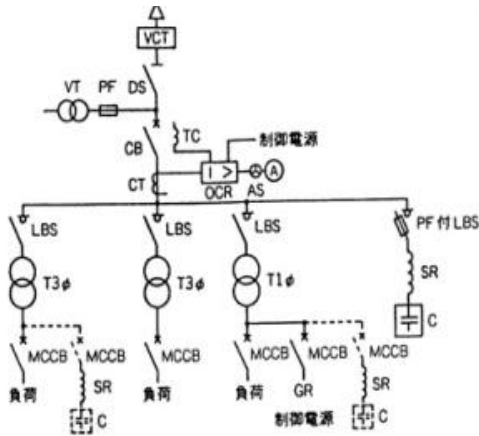
以上のとおり、消防法施行規則第12条第4号イ(ニ)(1)に規定する高圧又は特別高圧で受電するキュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年5月28日消防庁告示第7号）に基づいて製作されたキュービクル式受電設備が具備すべき要件すべてに満足していることを証明いたします。

令和 年 月 日

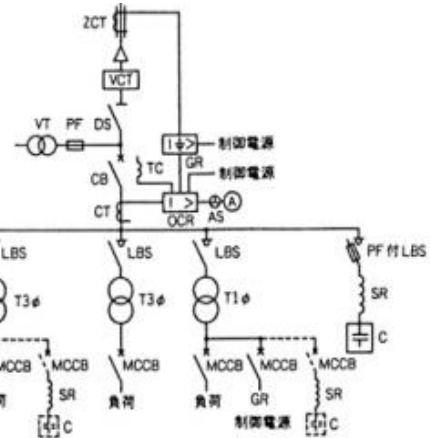
【キュービクル製造業者】

印

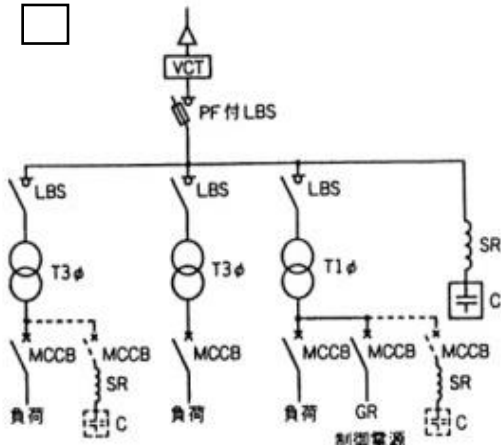
その1 CB形 (キュービクル引込口の電源側に地絡継電装置があるもの)



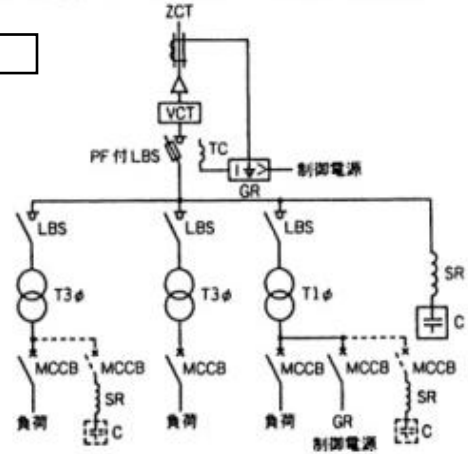
その2 CB形 (キュービクル引込口の電源側に地絡継電装置がないもの)



その3 PF・S形 (キュービクル引込口の電源側に地絡継電装置があるもの)



その4 PF・S形 (キュービクル引込口の電源側に地絡継電装置がないもの)



- 備考 1 専用キュービクル式非常電源専用受電設備にあつては、すべての負荷が非常電源回路に供されるものであり、共用キュービクル式非常電源専用受電設備にあつては、負荷のいずれかを他の電気回路に供されるものであること。
- 2 Tの一次側の開閉器は、省略することができること。
- 3 VTを設置する場合にあつては、VTに取り付けるヒューズは限流ヒューズを使用すること。
- 4 キュービクル引込口の電源側に存するGR及びTの一次側に存するGRの制御電源を、VT又はTの二次側から供給する場合にあつては、専用の開閉器（保護装置付）を設けること。
- 5 略号の名称は、次のとおりとすること。

略号	名称
VCT	電力需用計器用変成器
DS	断路器
PF	限流ヒューズ
CB	遮断器
TC	引外しコイル
LBS	高圧交流負荷開閉器
ZCT	零相変流器
GR	地絡継電器
OCR	過電流継電器
CT	変流器
VT	計器用変圧器
A	電流計
AS	電流計切替スイッチ
T	変圧器
SR	直列リアクトル
C	進相コンデンサ
MCCB	配線用遮断器

自家発電設備の基準適合チェック表

別添6

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第4号ロ（ニ）に規定する自家発電設備の基準の要件

項目	審査内容	適合
構造及び性能	1 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部及び駆動部は、安全上支障のないように保護されている。	[適 ・ 否]
	2 常用電源が停電した場合、自動的に電圧確立、投入及び送電が行われるものである。ただし、自家発電設備のうち、運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐し、かつ、停電時において直ちに操作することができる場所に設けるものにあつては、電圧確立を自動とし、投入を手動とすることができる。	[適 ・ 否]
	3 常用電源が停電してから電圧確立及び投入までの所要時間（投入を手動とする自家発電設備にあつては投入操作に要する時間を除く。）は、40秒以内である。ただし、常用電源の停電後40秒経過してから当該自家発電設備の電圧確立及び投入までの間、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）の規定（同告示第2号第1号(10)を除く。）に適合する蓄電池設備により電力が供給されるものにあつては、この限りではない。	[適 ・ 否]
	4 常用電源が停電した場合、自家発電設備に係る負荷回路と他の回路とを自動的に切り離すことができるものである。ただし、停電の際自家発電設備に係る負荷回路を他の回路から自動的に切り離すことができる常用の電源回路に接続するものにあつては、この限りでない。	[適 ・ 否]
	5 発電出力を監視できる電圧計及び電流計が設けられている。	[適 ・ 否]
	6 定格負荷における連続運転可能時間以上出力できるものである。	[適 ・ 否]
	7 J I S（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。）B8002-5（往復動内燃機関一性能第5部：ねじり振動）に準じて算出した使用回転速度域において、構造又は性能に有害な影響を及ぼすおそれのあるねじり振動を発生しないものである。	[適 ・ 否]
	8 自家発電設備の運転により発生する騒音、振動、熱及びガスを適切に処理するための措置を講じている。	[適 ・ 否]
	9 セルモーター付きの原動機にあつては、セルモーターピニオンと原動機のリングギヤとの不噛み合わせ防止装置が設けられている。	[適 ・ 否]
	10 9に定めるセルモーターに使用する蓄電池設備は、蓄電池設備の基準に準ずるほか、高率放電用蓄電池（各始動間に5秒の間隔を置いて10秒の始動を3回以上行うことができる容量の蓄電池をいう。）を用いるものである。	[適 ・ 否]
	11 空気始動式の原動機にあつては、空気タンクの圧力が連続して3回以上始動できる圧力以下に低下した場合に自動的に作動する警報装置及び圧力調整装置が設けられている。	[適 ・ 否]
	12 液体燃料を用いる原動機の燃料タンクは、次に定めるものである。 イ その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造られ、かつ、さび止めのための措置が講じられている。 ロ 液面計が設けられている。 ハ 圧力タンクにあつては有効な安全装置が、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管がそれぞれ設けられている。 ニ 配管は、金属製のもの又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有するものとし、配管とタンクの結合部分には地震等により損傷を受けないような措置が講じられている。	[適 ・ 否]

タンク容量 (ℓ)	厚さ (mm)
20 を超え 40 以下	1.0 以上
40 を超え 100 以下	1.2 以上
100 を超え 250 以下	1.6 以上
250 を超えるもの	2.0 以上

構造及び性能	13	<p>原動機の燃料供給は次のいずれかによるものである。</p> <p>イ 定格負荷における連続運転可能時間に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料が燃料容器に保有される。</p> <p>ロ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機の場合において、次に定める方法により、燃料が安定して供給されるものである。</p> <p>（イ） 地表面水平加速度400ガル地震動が加えられた後であっても、燃料が安定して供給されるものである。</p> <p>（ロ） 導管が建築物の外壁を貫通する場合にあつては、次に定める緊急ガス遮断装置（危急の場合に建築物の外壁を貫通する箇所付近で直ちにガスの供給を遮断することができるものをいう。）が設置されている。</p> <p>a 当該導管の最高使用圧力を加えたときに漏れが生じない遮断性能を有するものである。</p> <p>b ガスの供給を停止せずに点検することができる措置が講じられているものである。</p> <p>（ハ） ガスを圧縮して原動機に供給するものにあつては、ガス圧縮器から安定して圧縮ガスが供給されるまでの間、定格負荷における連続運転に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料が燃料容器に保有されるものである。ただし、3ただし書の規定の例により蓄電池設備を設けているものにあつては、この限りでない。</p>	[適 ・ 否]
	14	<p>水冷式の内燃機関には、専用の冷却水タンクを設けるものとし、その容量は冷却するのに十分なものである。ただし、冷却塔、熱交換器その他これらに類するものを用いるものにあつては、専用の冷却水タンクを設けることを要しない。</p>	[適 ・ 否]
	15	<p>発電機の固定子は、耐振性を有するものである。</p>	[適 ・ 否]
	16	<p>発電機の回転子は、良質な材料を用いたものである。</p>	[適 ・ 否]
	17	<p>発電機の総合電圧変動率は、定格電圧のプラスマイナス2.5%以内である。</p>	[適 ・ 否]
	18	<p>制御装置は、次に定めるものである。</p> <p>イ 鋼板又はこれと同等以上の強度を有する材料で造られたものである。</p> <p>ロ 手動により原動機を停止させる装置が設けられている。</p>	[適 ・ 否]
		<p>電力を常時供給する自家発電設備の構造及び性能は、前1～18によるほか、電力を常時供給するための燃料の供給が断たれたときに、自動的に非常電源用の燃料が供給されるものである。</p> <p>ただし、前13ロに定める方法により燃料が安定して供給されるものにあつては、この限りではない。</p>	[適 ・ 否]
		<p>キュービクル式自家発電設備の構造及び性能は、前1～18によるほか、次に定めるものである。</p> <p>(1) キュービクル式自家発電設備の種類は、次のとおりとすること。</p> <p>イ 自家発電装置（発電機と原動機とを連結したものをいう。）及びこれらの附属装置を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したもの</p> <p>ロ 自家発電設備の運転に必要な制御装置及び保安装置並びにこれらの附属装置を外箱に収納したもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げる機器を外箱に収納したもの</p> <p>(2) 外箱の構造は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 外箱（コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設置するものの床面部分を除く。）の材料は、鋼板とし、その板厚は、屋外用のものにあつては、2.3mm以上、屋内用のものにあつては1.6mm以上である。</p> <p>ロ 外箱の開口部（へに掲げるものを除く。）には、防火戸（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）が設けられている。</p> <p>ハ 外箱は、建築物の床に容易かつ堅固に固定できるものである。</p> <p>ニ 外箱は、消音器及び屋外に通じる排気筒を容易に取付けられるものである。</p> <p>ホ 外箱からの電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものである。</p>	[適 ・ 否]

<p>構造及び性能</p>	<p>へ 外箱には、次に掲げるもの以外のものが外部に露出して設けられていない。 (イ) 表示灯（カバーに難燃性の材料を用いたもの又は防火上有効な措置を講じたものに限る。） (ロ) 冷却水、温水及び潤滑油の出し入れ口 (ハ) 水及び油を抜く管 (ニ) 電線の引き出し口 (ホ) 燃料配管 (へ) (4)に定める換気装置 (ト) 排気筒(3) 内部の構造は、次に定めるところによること。 イ 原動機、発電機、制御装置等の機器は、外箱の底面から 10cm 以上の位置に収納されている、又はこれと同等以上の防水措置が講じられたものである。 ロ 機器及び配線類は、原動機から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、かつ、堅固に固定されている。 ハ 原動機及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものである。ただし、原動機にガスタービンを用いるものにあつては、この限りでない。 ニ 燃料タンクが外箱に収容されているものにあつては、給油口が給油の際の漏油により電気系統又は原動機の機能に異常を及ぼさない位置に設けられている。 ホ 騒音に対して、遮音措置を講じたものである。 へ 気体燃料を使用するものにあつては、ガス漏れ検知器及び警報装置が設けられている。</p> <p>(4) キュービクル式自家発電設備には、次に定めるところにより換気装置が設けられていること。 イ 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものである。 ロ 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下である。 ハ 自然換気口によって十分な換気が行えないものにあつては、機械換気設備が設けられている。 ニ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置及び雨水等の浸入防止措置（屋外用のキュービクル式自家発電設備に限る。）が講じられている。</p>	
<p>表示</p>	<p>自家発電設備には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造者名又は商標 2 製造年 3 定格出力 4 形式番号 5 燃料消費量 6 定格負荷における連続運転可能時間 	<p>[適 ・ 否]</p>

以上のとおり、消防法施行規則第 12 条第 1 項第 4 号ロ (ニ) に規定する自家発電設備の基準（昭和 48 年 2 月 10 日消防庁告示第 1 号）の要件すべてに満足していることを証明いたします。

令和 年 月 日

【自家発電設備製造業者】

印